

精華町教育委員会議事録

令和5年（第3回）

- 1 開 会 令和5年3月28日(火) 午後2時30分
閉 会 令和5年3月28日(火) 午後4時00分
- 2 場 所 精華町役場 301会議室
- 3 出席委員 川村教育長 松下教育長職務代理者 新司委員
井上委員 高岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席事務局職員
浦本教育部長 杉本総括指導主事
俵谷学校教育課長
糸山学校教育課担当課長(施設担当)
川畑学校教育課担当課長(学校給食担当)
田原生涯学習課長 平井学校教育課主幹
- 6 傍聴者 0名

7 議事の概要

(1) 開会及び冒頭あいさつ

教育長から第3回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から令和5年第2回教育委員会の議事録について説明。

【委員からのご意見】

井上委員 前回の会議は3時間近くかかり、終了が午後5時半ごろだったと思うが、あまりにも長い。教職員の働き方改革を進めていく立場である我々教育委員も、効率的に会議を進めていくという観点で考えていかねばならないのではないかと。本会議は、我々教育委員の一つの役割であるチェック機能

を発揮する場であるが、事前に資料も受け取っているので、十分勉強して、今後は効率的に質問なり意見をしていかなければならないと強く思う。

おおむね約2時間を目安として、委員、事務局の双方が効率的な進行に取り組んでいくなど、時間的な改善を望みたい。

川村教育長　ご意見感謝する。今回は特に案件が重なり非常に長時間となってしまった。しかし、やはり委員の皆様には必要と思う意見は発言していただく必要があるので、まずは、事務局としてなるべく案件がたまらないようにすることと、効率的な提案説明に努めてまいりたい。

教育部長　会議の効率的な運営という部分については、事務局としても追及していかなければならないと考えている。ご指摘のとおり、今回は3時間に及ぶ長時間の会議だったにもかかわらず、途中休憩を取ることもしなかった。効率的な運営、進行の在り方について検討する宿題を頂戴したこととさせていただきたい。

【採 決】

- ・全員承認

(3) 教育長報告事項

4月1日に町内教職員の人事異動が発令される。管理職については中学校長1名が退職し、そこへ教頭職の者が昇任する。それに伴う異動があるが、今回はその他の小・中学校校長、教頭の異動はない。一般職の教職員と合わせて全部で58件の異動となり、ここ数年では多い方に分類される状況である。

また、同日付けで教育部の事務局職員の異動もある。いよいよ防災食育センターの完成、運用の開始が迫り、職員体制をしっかりと整え、万全の体制で準備していきたいと思っている。

3月26日、精華町少年少女合唱団の定期演奏会と卒団式が行われた。定期演奏会は3年ぶりの開催で、大変良いハーモニーを聞かせてもらった。なお、今年度の卒団生は4名だった。

(4) 議決事項

議案第7号 精華町いじめ防止対策推進委員の委嘱について

教育部長 【提案説明】

現在、委員として委嘱させていただいている4名の方を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、引き続きいじめ防止対策推進委員として委嘱することで提案する。

4名の方はいずれもいじめ問題に関連する専門的知見を有しておられ、弁護士、医師、元大学教授、臨床心理士である。

委員が属するいじめ防止対策推進委員会については、平成25年に施行された国のいじめ防止対策推進法の規定に基づき、精華町教育委員会の附属機関として、平成27年に施行された精華町いじめ防止対策推進委員会条例により設置され、同年から、学識経験者を推進委員として2年任期で委嘱を行っている。現在の任期が令和5年3月31日をもって終了となることから、引き続き委員としてお世話になりたいということで、各委員に調整をさせていただいたところ、再任について了解をいただいた。そのため、精華町いじめ防止対策推進委員会条例第3条第2項の規定により、委員の再任について提案する。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第8号 精華町教育委員会基本規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容の1点目は、職員の定年年齢の延長に伴う改正で、規則第20条の各項について条項を追加し、また、担当課長補佐の職の廃止に伴って条項を削除、そして、課長補佐と主幹の職務内容を現在の実態に合わせた記述に整理する。

精華町では、令和5年度から職員の定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、最終的には定年年齢が65歳と

なることから、町長部局では精華町組織規則を改正し、職の追加や廃止、また、職務の整理がされる。一方、教育委員会では、従来から精華町教育委員会基本規則において、この精華町組織規則の規定をベースに各職の職務を規定していることから、町長部局の関連法規の整備に合わせて、教育委員会基本規則についても所要の改正を行うものである。

次に、改正内容の2点目は、事務専決に関する改正である。現在、附則において定めている事務専決に関する規定を、規則第23条の第2項として本則に移動する。これまで教育委員会では、教育委員会基本規則の附則において準用規定を設けることにより、町長部局の事務専決に関する規程である精華町部課長等事務専決規程を準用していた。しかし、今回、町長部局が同専決規程について見直しを行うこととなり、その調整を行う中で、この準用規定については、本来、附則ではなく本則において定めるべきであるとの指摘を受けたことから、改正を行う。また、併せて、法令用語のルール上、細かく定められた内容が既にある場合に用いることが基本である「準用する」という文言を改め、教育委員会事務局で行っている事務の実態に近い「例による」という文言に改める。

以上、2点が今回の改正の概要であり、令和5年4月1日の施行を予定している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第9号 精華町教育委員会職員の職の設置に関する規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

先ほどの第8号議案で説明したとおり、職員の定年年齢を段階的に引き上げることに伴い、本規則の第2条第1項及び第2項を改正し、専門官、主任専門員、専門員の職を新たに設け、担当課長補佐の職を廃止する。

改正規則については令和5年4月1日の施行を予定している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第10号 私立幼稚園運営補助金交付要綱廃止について

教育部長 【提案説明】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の旧法では、地方自治法の特例として、地方公共団体の長が教育委員会に予算の支出命令権を与え、また、収入命令権を教育委員会に委任できるとされていたが、同法の改正によりこの特例が廃止され、収入及び支出の命令権者は地方公共団体の長、つまり、町長であることが明確にされた。これに伴い、これまでの補助金の支出根拠となっていた教育委員会規則及び教育委員会要綱については廃止をし、町長部局の規則及び要綱に移管したが、本要綱については移管の手続から漏れており、現在まで教育委員会要綱として残っている状況であった。そのため、今回、教育委員会要綱としては廃止を行い、新たに町長部局の要綱として制定する。

新要綱では、令和5年度予算に盛り込んだ均等割の増額を行う改正を行うとともに、現要綱は制定から約30年が経過しており、整理すべき箇所が散見されることから、所要の改正を行った上で制定することとする。

主な改正内容の1点目として、園児数に関係なく支給する均等割の額を20万円から30万円に増額する。

次に、2点目として、現在の教育委員会要綱では、対象となる私立幼稚園や対象者の定義が曖昧であったことから、第2条として、用語の意義を定める条文を新たに設ける。

3点目として、現要綱では交付決定した補助金を8月と12月の2回に分けて支払うこととしているが、現在ではその必要性がなくなっていることから、事務の簡素化を行うためこの条文を削除する。

4点目として、今説明したもののほか、別記様式も含めて、文言等の整理を行っている。

最後に、本廃止する要綱については令和5年3月31日に施行し、これを引き継ぐ町長部局の要綱については、翌4月1日の施行を予定している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第11号 精華町立体育館・コミュニティーセンターに設置する防犯カメラの運用に関する規程制定について

教育部長 【提案説明】

むくのきセンターは、平成13年4月に開館してから21年が経過し、これまで施設管理用として設置したカメラが老朽化したため、令和4年度予算で更新の工事を行った。従前は、施設管理用のカメラとして2階事務室内のパソコンモニターを通して職員が施設内を目視確認するもので、録画機能はなかった。むくのきセンターのカメラ更新は、昨年9月に木津警察署と専門機関による防犯診断を受け、昨今の犯罪情勢が白昼の放火事件等で見られるような予期できない残虐な犯行が散見される中で、犯罪抑止の向上に努めるべく、建物内部の共用部には防犯カメラ設置は必須であるとの診断結果を考慮し、更新の機会に画像データを一定期間録画保存、後日、犯罪捜査等で利用できるような防犯カメラへの更新を行った。

画像データを一定期間保存できる防犯カメラを設置することに伴い、あわせて、プライバシーの保護を図る必要があることから、むくのきセンターの防犯カメラの設置目的の範囲内で運用し、プライバシーを侵害しないよう、十分な配慮の上で運用することを基本とした適正な管理運用を行うため、実際の運用の際に必要な、留意すべき点、責任の範囲、画像の保存かつ保管、利用・提供の制限などを定める規程を新たに制定する。

本規程は令和5年4月1日の施行を予定している。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第12号 精華町教育委員会服務決裁規程一部改正について

(本議案については、提案取り下げのうえ廃案とし、後日改めて議案を提出することとなった。)

議案第13号 令和5年度精華町学校教育・社会教育指導の重点について
教育部長 【提案説明】

学校教育指導の重点と社会教育指導の重点から構成されるため、それぞれ総括指導主事、生涯学習課長から説明させていただきます。

総括指導主事 令和5年度の学校教育指導の重点では、「1 学校経営の基本事項」から(3)のコロナ対策関係を削除し、項を繰り上げている。そして(7)として、中学校給食に向けた充実を図ることを加えた。

また、「2 未来を生き抜く子どもの育成」の「(4)心の教育、道徳教育の推進」では、道徳の諸様相について並列の関係であることの確認として、「道徳的実践意欲と態度を育てる」と語尾を改めた。

また「(12) ICTの積極活用、プログラミング教育の推進」では「デジタル・シティズンシップ教育の推進」という言葉を加えた。

続いて、「5 命を守り人権を大切にする共生社会づくり」では、「同和問題(部落差別)」という表記を用いた。これは、京都府が出している「人権教育を推進するために」と、振興プランの表記に合わせたものである。

生涯学習課長 続いて、社会教育指導の重点だが、まず冒頭の「はじめに」中、「世代を越えて人がつながる地域づくり」という文言を追加した。これは、2月14日の精華町社会教育委員会議

での委員からの意見も踏まえて追加したもので、京都府教育委員会が発行している社会教育の方向性や目標、具体的対応を示した冊子「社会教育を推進するために」の中で、生涯学習社会の実現に向けた取組の柱として示されているキーワードとして、人がつながる地域づくりということが記載されているところから引用したものである。

また、令和4年度版では新型コロナウイルスの感染症拡大の対策についての記載をしていたが、これについては削除した。

そして、「3 家庭・地域社会の教育力の向上」の「(2) 学校部活動の地域連携」は、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインが国から示され、学校部活動と地域団体との連携及び地域移行に取り組み、段階的な体制整備を進める必要があることから、項目を追加したものである。

なお、学校教育指導の重点との整合を図るため、「4 命を守り、人権を大切に作る共生社会づくり」の同和問題の表記を改めた。

「5 教育の質を高める環境の整備」の「(3) 文化講座の充実」についても、社会教育委員会議で委員の意見を踏まえて、高齢者と若い世代との世代間交流の促進がイメージされる「次世代につながる」という表現を取り入れた。

(採決 ー 全員挙手により原案どおり決定)

議案第14号 精華町奨学生及び精華町社会福祉奨学生の決定について

教育部長 【提案説明】

精華町奨学金条例及び精華町社会福祉基金条例、その他この条例に関する施行規則に基づき、学生の向学心を助長すること、また、本町における社会福祉事業の一環として、奨学金については学生に、社会福祉奨学金については学生の保護者に対し支給するもの。

精華町奨学金条例については、令和4年度から新規の申請の募集を停止することとし、昨年の精華町議会定例会3月会議で条例廃止が可決されたが、経過措置として、これまで奨学金の給付を受けていた生徒には、高校を卒業するまでの間、給付を継続するもので、令和5年度が最後の給付となる。そのため、今年度の対象者については、全員が一昨年から給付を受けている新高校3年生の6名であり、在学する高等学校からは、就学状況や学習意欲などが良好であるとして、改めて推薦があった。

資格要件としては、奨学金については、学生が町内在住で、府内外関係なく、高等学校もしくは同程度の学校に在学し、操行善良で、学業優秀、そして健康な者、社会福祉奨学金については、扶養者が精華町内に居住し、生活困難のために学資の負担に耐えられない者で、府内外関係なく、高等学校に在学し、操行善良で、学業優秀、そして健康な者となっている。支給金額は、奨学金が1人当たり年額3万円、社会福祉奨学金が年額1万円、合計で年額4万円の給付となる。

(採決 — 全員挙手により原案どおり決定)

(5) 協議事項

精華町学校給食費補助金交付要綱(案)について

教育部長【提案説明】

町長部局の法規として定める同要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第6号で町長の職務権限に属すると規定される教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行を含む内容であることから、制定の事務を進めるに当たり、あらかじめ教育委員会の意見を聴取するもの。

これまで、学校給食費補助金については、昭和57年度制定の学校給食事務処理要領により執行していたが、同要領には補助金を交付する上で通常であれば整備されているべき各種の定めがなく、慣例等のみをもって事務処理を行う、適切

とは言えない状況での運用となっていた。

本来、同補助金は、他の法令、条例、規則等に特別の定めがない町単費の補助金であることから、精華町補助金等の交付に関する規則に基づく適正な運用を行うため、また、中学校給食が始まり新たに中学校を補助対象に加える必要が生じたこの機会に、今回、新たに補助金交付要綱を制定するものである。

なお、同要綱は、町長の権限である予算の執行を伴うものであることから、町長部局の要綱として制定する。

事務処理の流れについては、基本的な部分は従来のやり方をベースにしつつも、精華町補助金等の交付に関する規則との整理が必要な部分については変更を行う。

また、他の補助金交付要綱等を参考に、文言の定義についても整理をした。

川村教育長 今回の協議は、町長部局から意見を聴取されたというより、事務を進めるに当たり、こちらから意見を出していくということか。

教育部長 事務を進めるに当たって、あらかじめ教育委員の意見を反映した形の中で、その制定に当たっていくという考えである。

川村教育長 特にご異議などなければ、教育委員会としては、この内容で承認することとしたいが、いかがか。

(異議なしの声)

川村教育長 それでは異議なしとして、事務を進めさせていただく。

(6) 事務局からの諸報告

教育部長 1 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

文部科学省から、2月10日、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方という通知があった。その通知に準じて、本町の卒業式についても運用していた。

今回、新たに文部科学省から、3月17日付で、「新学期

以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」という通知が出された。

また、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルも改定された。

これを受けて、京都府教育委員会からも市町（組合）教育委員会に対して、新学期以降の学校においては児童生徒、教職員とも学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とする旨の文部科学省からの通知を踏まえ、適切に対応するよう求めるという趣旨の通知があった。

マスクの着用についての基本的な考え方は大きく3点。まず1点目は、児童生徒、教職員ともにマスクの着用を求めないことを基本とするが、基礎疾患があるなど様々な事情によって、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できないということもあるので、マスクの着脱を強いることがないように留意すること。

2点目は、登下校における混雑した公共交通機関を利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などには、マスクの着用が推奨されるということに留意すること。

3点目は、教職員が学校教育活動や渉外業務、学校への外来者への対応業務等を行う際など、マスクの着用が推奨される場面では、文部科学省が示す「感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっての感染症対策」に記載の留意事項なども踏まえ、場面や状況に応じて適切に対応すること。

また、人権上の配慮についてということで、児童生徒の間でマスクの着脱による同調圧力、偏見や差別等が生じないように、適切な指導に取り組むことが求められているほか、給食の場面では、一定の感染症対策を講じることにより黙食は必要ではないということなども示されている。

5月8日には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、新型コロナウイルス感染症

が現在の第2類感染症から第5類感染症へと位置づけが見直される予定となっている。今後も、文部科学省からの通知や、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改定などに対応した運用に努めてまいりたいと考えている。

川村教育長 この通知には、入学式は、来賓、保護者等の参加人数の制限は必要なく、また、実施内容の精選や時間の短縮を行う必要がないと書かれている。目前に迫っている本町の入学式は、既に学校等で準備を進めており、来賓は引き続き呼ばず、また、町長や教育委員会の告辞や挨拶は省略する形を予定しており、通知の内容とは異なる対応となるが、今から方向転換することは難しいので、そのまま実施していくことを、委員の皆様にはこの場でお知らせしておきたい。

これからコロナ前の状態に近づくとと思うが、マスクを取りたがらない子どももまだ多くいるのではないかと思うので、新学期になってどのような状況になるか、少し予想できないところはある。

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

2月の問題事象はゼロ件。

不登校は15人。

(2) 中学校

2月の問題事象は1件。

不登校は51人。

総括指導主事 2 問題事象の月別発生件数について

小学校は累計2件のまま、中学校は累計9件となった。

長期欠席については、小学校は1月より1名の減だが、中学校は5名増えている。また、出席日数がゼロ日の生徒が16名と、これまでで最も多い人数となっており、心配される。引き続き家庭と連携を取りながら取り組んでいき

たい。

総括指導主事 3 重災害事故報告について

2月の報告は1件。下校中に転倒し、皮膚の裂傷があったことから救急車を要請したものの。全治1週間の傷と聞いている。

生涯学習課長 1 行事の実施予定等について

1点目、先月の教育委員会でも報告させていただいたが、3月30日に町民文化賞・スポーツ賞の表彰式を町立図書館集会室で行う。

そして2点目と3点目は、ともに自転車レース関連となるが、ツアー・オブ・ジャパン2023京都ステージが、5月22日、4年ぶりに精華町と京田辺市の周回コースで開催されることとなり、それに合わせて例年9月開催だったけいはんなサイクルレースを、ツアー・オブ・ジャパンの開催に合わせて機運を盛り上げていくということで、4月開催に日程を変更して開催予定となっている。けいはんなサイクルレースは4月23日、けいはんなプラザ周辺に周回コースを設定して実施される。

【委員からのご意見】

井上委員 先ほどの問題事象の報告で、中学校の1件とはどのような内容か。

総括指導主事 スマートフォンでわいせつ画像を送るという事象で、2学期頃に発生したものだったが、それが2月の二者面談で判明し、事情の聞き取りをして、指導、謝罪済みとなっている。

新司委員 マスク着用の見直しの件で、卒業式では私たちは着用していたが、今回、入学式では個人の判断となるのか。

教育部長 学校の現場、教員、児童生徒については、新学期からマスクはしないという文部科学省からの通知に基づく対応となるが、役場では5月8日までは職員のマスク着用が継続さ

れており、入学式についても事務局職員はマスクをつけた形を基本として対応することになると思う。

川村教育長 私の本音としては、強制するものではないが、教職員の意識の切り換えのためにも、入学式では教育委員にはマスクを外していただきたいという気持ちである。

井上委員 卒業式では、我々と関係なく、場面に応じて、教職員はついたり外したりされていたので、ちゃんとルールが決められている印象を受けた。

新司委員 委員と事務局が2人並んでいて、教育委員は外しているが、事務局はつけている、という状況になると、ちぐはぐな印象を与えてしまうので、避けた方が良いのではないか。

高岡委員 保護者から見ても、疑問に思うだろう。

松下委員 文部科学省の通知では、入学式等の儀式的行事において、来賓や保護者等のマスクの取扱いについては何も書かれていないが、私も、事務局がつけるのであれば、委員もつけるべきだと思う。

川村教育長 では、基本は着用することとしたい。

総括指導主事 教職員のマスク着用については、コロナ以前でも、花粉症でマスクをしている先生、子どももいたので、マスクなしが基本ということは再度学校に伝えるが、諸事情それぞれあるところでは強制をしないとされているので、結果、どうなっていくかは分からない。

川村教育長 マスクの着用を否定する意図はないが、やはり教育の場は、本来、子どもと先生が顔を見せ合った形で運営されるべきと考えている。教育の場は、一般社会とは違う面があるので、我々が着用するとしても、着用する必要がある人は別として、教職員には少し意識づけしていくことは大事ではないかと思う。

松下委員 1点、新学期を迎えてお願いしたいことがある。先日名古屋で双子の男の子が転落して死亡する事故があったが、その部屋は、建築基準法を遵守した柵が設けてあるものの、横にラックか何かがあって、その上に登って転落したとい

うことらしい。実は、京都府でも過去には同じように小学校で死亡事故につながった事例があり、また、中学校では雪の日に転落して骨折するという事例があった。特に、この新学期は新入生歓迎会など様々な行事があり、子どもたちも動き回るので、ぜひ、校長先生を通じて、各学級においてそのような箇所がないかを確認し、あれば撤去するように指導してほしい。

特に小学校では、学級内で子どもが盛んに動くので、注意をお願いしたい。

(7) 後援関係

2月から3月にかけて受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数9件、すべて生涯学習課関係となっており、社会教育係の担当が7件、社会体育係の担当が2件となっている。

(8) 4月の行事予定

主なものを紹介させていただくと、4月3日、委員の皆様立会いいただき、教職員の新任式、辞令交付式を行う。また、4月7日には小学校、10日には中学校で入学式が開催され、こちらも、委員の皆様に参加いただくことでお願いをしている。そして、始業式については小学校は4月6日、中学校は7日となる。

(9) 閉会

教育長が第3回教育委員会の閉会を宣言。